



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月26日火曜日 第2456号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則.....（財政課）..... 1  
 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）.....14  
 愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....16  
 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）.....19  
 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則.....（障害福祉課）.....19  
 愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則.....（ " ）.....21  
 愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則.....（都市計画課）.....22

## 規 則

### ○愛媛県規則第21号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中村時広

### 食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第1条 食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
検査分類	試験項目	検体の量	単位	金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	金額
1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>2,990円</u>	1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>810円</u>
	定量試験	同	同	<u>7,090円</u>		定量試験	同	同	<u>2,140円</u>
	物理試験	同	同	<u>3,340円</u>		物理試験	同	同	<u>610円</u>
	異物試験	同	1検体	<u>4,160円</u>		異物試験	同	1検体	<u>1,120円</u>
	官能試験	同	同	<u>2,500円</u>		官能試験	同	同	<u>500円</u>
	食品添加物試験	同	1項目	<u>12,550円</u>		食品添加物試験	同	1項目	<u>4,790円</u>
	牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	<u>17,100円</u>		牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	<u>15,290円</u>
	残留農薬分析	1キログラム以上	1項目	<u>24,660円</u>		残留農薬分析	1キログラム以上	1項目	<u>10,190円</u>
	残留動物用医薬品試験	同	同	<u>24,660円</u>		残留動物用医薬品試験	500グラム以上	同	<u>11,210円</u>
	細菌検査（生菌数、総菌数、大腸菌群等）		同	<u>5,070円</u>		細菌検査（生菌数、総菌数、大腸菌群等）		同	<u>810円</u>
	同（食中毒菌検査）		同	<u>10,900円</u>		同（食中毒菌検査）		同	<u>2,950円</u>
	同（毒素産生能試験）		同	<u>5,060円</u>		同（毒素産生能試験）		同	<u>1,420円</u>

	酵母及びかびの検査		同	3,680円
	乳酸菌検査		1検体	3,920円
2 食品 添加物	性状試験	200グラム以上	1検体	2,500円
	物理試験	同	1項目	3,120円
	確認試験	同	同	5,560円
	純度試験	同	同	15,640円
	定量試験	同	同	7,960円
	3 食品 用器具 及び容 器包装 その他	物理試験	検査に必要な量	1項目
定性試験		同	同	2,990円
定量試験		同	同	5,960円
規格試験		同	1検体	24,830円
細菌検査			1項目	5,060円
無菌試験			同	9,120円
4 P C B 等環 境汚染 物質	残留分析	検査に必要な量	1検体	44,420円
5 放射 能測定	ア ガンマ線核種分析(3核種以内)	検査に必要な量	1検体	23,650円
	(ア) 灰化を要しないもの(液体試料を除く。)			18,040円
	イ アの項試験項目の欄に掲げるガンマ線核種分析に合わせた行うガンマ線核種分析	同	1核種	3,000円
6 毒性 検査	微生物試験		1検体	17,860円
7 遺伝 子学的 検査	遺伝子増幅検査		1検体	7,790円

	酵母及びかびの検査		同	810円
	乳酸菌検査		1検体	1,220円
2 食品 添加物	性状試験	200グラム以上	1検体	500円
	物理試験	同	1項目	610円
	確認試験	同	同	910円
	純度試験	同	同	2,030円
	定量試験	同	同	2,140円
	3 食品 用器具 及び容 器包装 その他	物理試験	2個以上	1項目
定性試験		同	同	810円
定量試験		同	同	2,030円
規格試験		同	1検体	13,250円
細菌検査			1項目	810円
無菌試験			同	3,160円
4 P C B 等環 境汚染 物質	残留分析	検査に必要な量	1検体	29,560円
5 毒性 検査	動物試験		1検体	5,400円
	遺伝子増幅検査		1検体	5,190円

(愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(成績書等の交付)	(成績書等の交付)

第2条 省略

2 成績書等の謄本又はこれらの翻訳文は、依頼者の申請により交付することができる。

別表第1（第4条、第5条関係）

衛生環境研究所使用料表

検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額
1 食品	省略			
	残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験	1キログラム以上	1項目	16,000円
	省略			
	環境汚染物質残留分析	検査に必要な量	1項目	35,000円
	省略			
2 省略				
3 食品用器具及び容器包装その他	省略			
	省略			
	消毒効力試験		1検体	4,280円
4 薬品及び化粧品その他	性状試験	200グラム以上	1検体	1,910円
	省略			
	定量試験（機器分析によるもの）	同	同	22,500円
	定量試験（その他のもの）	同	同	5,000円
	異物試験	同	1検体	2,000円
	生理処理用品基準試験（医薬部外品）	30個以上	同	14,750円
	同（医療機器）	同	同	16,530円
	無菌試験		1項目	16,300円
5 家庭用品	物理試験	適当量	1項目	3,260円
	確認試験	同	同	8,040円
	定量試験（機器分析によるもの）	同	同	26,350円
	省略			
6 省略				
7 省略				
8 水道水	ア～キ 省略			
	ク クリプトスポリジウムオーシスト検査	適当量	1検体	35,950円

第2条 省略

2 成績書等の謄本若しくはこれらのほん訳文は、依頼者の申請により交付することができる。

別表第1（第4条、第5条関係）

衛生環境研究所使用料表

検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額
1 食品	省略			
	残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験	1キログラム以上	1項目	14,750円
	省略			
	環境汚染物質残留分析	検査に必要な量	1項目	32,380円
	省略			
2 省略				
3 食品用器具及び容器包装その他	省略			
	消毒効力試験		1検体	4,280円
4 薬品及び化粧品その他	性状試験	200グラム以上	1検体	1,210円
	省略			
	定量試験（機器分析によるもの）	同	同	20,410円
	定量試験（その他のもの）	同	同	4,290円
	異物試験	同	1検体	1,580円
	生理処理用品基準試験（医薬部外品）	30個以上	同	8,750円
	同（医療機器）	同	同	11,850円
	無菌試験		1項目	3,870円
5 家庭用品	物理試験	適当量	1項目	2,340円
	確認試験	同	同	6,890円
	定量試験（機器分析によるもの）	同	同	21,240円
	省略			
6 省略				
7 環境衛生測定	定性試験		1項目	1,370円
	定量試験		同	3,770円
	物理試験		同	1,320円
	落下細菌検査		1件	920円
8 省略				
9 水道水	ア～キ 省略			
	ク クリプトスポリジウムオーシスト検査	適当量	1検体	31,300円

	ケ 農薬分析	同	1項目	16,760円
9 プール水、海水浴場水、公衆浴場水等	遊泳用プール水質基準試験（理化学試験）	1リットル	1検体	2,600円
	省略			
	同（消毒副生成物試験）	適当量	1項目	3,860円
	省略			
10 地下水、河川、海水等	省略			
	生物化学的酸素要求量試験	1リットル	1検体	4,070円
	省略			
	農薬分析	適当量	1項目	16,760円
11 下水又はし尿処理放流水	省略			
	生物化学的酸素要求量試験	同	1検体	4,070円
	省略			
12 省略				
13 省略				
14 毒性検査	微生物試験		1検体	18,210円
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 免疫学的検査（脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの）	エンザイムイムノアッセイ検査		1検体 1項目	2,300円
	省略			
21 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 文書料			1枚につき	600円

別表第2（第4条関係）

第2条第2項の規定による成績書等の謄本及び翻訳文に係る文書料

1 謄本	1枚につき	600円
2 翻訳文	1枚につき	600円

第1号様式の2（第1条関係） 水道水水質試験委託書

（表）

省略

省略

	ケ 農薬分析	同	1項目	12,170円
10 プール水、海水浴場水、公衆浴場水等	遊泳用プール水質基準試験（理化学試験）	1リットル	1検体	2,030円
	省略			
	同（消毒副生成物試験）	適当量	1項目	3,160円
	省略			
11 地下水、河川、海水等	省略			
	生物化学的酸素要求量試験	1リットル	1検体	3,560円
	省略			
	農薬分析	適当量	1項目	12,170円
12 下水又はし尿処理放流水	省略			
	生物化学的酸素要求量試験	同	1検体	3,560円
	省略			
13 省略				
14 省略				
15 毒性検査	微生物試験		1検体	10,830円
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 免疫学的検査（脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの）	エンザイムイムノアッセイ検査		1検体 1項目	1,880円
	省略			
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 省略				
27 文書料			1枚につき	500円

別表第2（第4条関係）

第2条第2項の規定による成績書等の謄本、ほん訳文及び鑑定書料

1 謄本	1枚につき	500円
2 ほん訳文	1枚につき	500円

第1号様式の2（第1条関係） 水道水水質試験委託書

（表）

省略

省略

備考

- (1)～(3) 省略
- (4) 試験件数の欄中「理化学(項目別)」とあるのは項目別理化学試験を、「理化学(7項目)」とあるのは愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)別表第1 8の部イの項試験項目の欄に掲げる理化学試験をいう。
- (5)・(6) 省略

(裏) 省略

備考

- (1)～(3) 省略
- (4) 試験件数の欄中「理化学(項目別)」とあるのは項目別理化学試験を、「理化学(7項目)」とあるのは愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)別表第1 9の部イの項試験項目の欄に掲げる理化学試験をいう。
- (5)・(6) 省略

(裏) 省略

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使 用 料						使 用 料					
区分	種別	細 別	単位	金 額	備考	区分	種別	細 別	単位	金 額	備考
技術 開発 関係	機械金 属用機 器	1～20 省略				技術 開発 関係	機械金 属用機 器	1～20 省略			
		21 イオン窒化炉	1時間	<u>1,990円</u>				21 イオン窒化炉	1時間	<u>2,100円</u>	
		22～25 省略						22～25 省略			
		26 迅速熱伝導率計	1時間	<u>420円</u>				26 迅速熱伝導率計	1時間	<u>520円</u>	
		27～35 省略						27～35 省略			
		36 X線マイクロアナライザー	1時間	<u>730円</u>				36 精密三次元座標測定機	1時間	<u>420円</u>	
		37 酸素窒素同時分析装置	1時間	<u>1,470円</u>				37 X線マイクロアナライザー	1時間	<u>840円</u>	
		38 放電プラズマ焼結機	1時間	<u>2,520円</u>				38 酸素窒素同時分析装置	1時間	<u>1,570円</u>	
		39 省略						39 放電プラズマ焼結機	1時間	<u>2,730円</u>	
		40 省略						40 省略			
	41 省略				41 省略						
	42 省略				42 省略						
	43 省略				43 省略						
	44 省略				44 省略						
	45 省略				45 省略						
	46 省略				46 省略						
	電子用 機器	1～4 省略				電子用 機器	1～4 省略				
		5 デジタルパワーメーター	1時間	<u>420円</u>			5 デジタルパワーメーター	1時間	<u>520円</u>		
		6 直流安定化電源	1時間	<u>630円</u>			6 直流安定化電源	1時間	<u>730円</u>		
		7～9 省略					7～9 省略				
10 省略					10 シールド効果評価器		1時間	<u>420円</u>			
				11 省略							

11	省略			
12	省略			
13	省略			
14	複合環境試験装置	1時間	940円	
15	冷熱衝撃試験装置	1時間	940円	
16	省略			
17	省略			
18	省略			
19	省略			
20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	電力充放電システム	1時間	840円	
34	防爆型恒温槽	1時間	520円	
35	マイクロ波ネットワークアナライザー	1時間	420円	
化学用 機器	1	省略		
	2	省略		
	3	省略		
	4	省略		
	5	省略		
	6	押出し成形機	1時間	1,780円
	7	耐候試験機	1時間	630円
	8	省略		
	9	省略		

12	オシロスコープ	1時間	520円	
13	省略			
14	省略			
15	省略			
16	複合環境試験装置	1時間	1,150円	
17	冷熱衝撃試験装置	1時間	1,150円	
18	省略			
19	省略			
20	FFTアナライザー	1時間	420円	
21	省略			
22	三次元表面粗さ計	1時間	1,470円	
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	電力充放電システム	1時間	1,050円	
化学用 機器	1	省略		
	2	測色色差計	1時間 520円	
	3	省略		
	4	省略		
	5	省略		
	6	省略		
	7	押出し成形機	1時間	1,890円
	8	耐候試験機	1時間	730円
	9	省略		
	10	省略		

10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	省略			
14	省略			
15	省略			
16	省略			
17	省略			
18	射出成形機	1時間	1,570円	
19	ホットプレス	1時間	1,260円	
20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	混練性試験機	1時間	940円	
26	I C P 発光分光 分析装置	1時間	1,780円	
27	H P L C / 質量 分析計	1時間	1,780円	
28	高分解能観察装 置	1時間	730円	省略
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	M A L D I 飛行 時間質量分析計	1時間	520円	
39	省略			
40	走査型プローブ 顕微鏡	1時間	420円	
食品 産業 関係	食品加 工用機 器	1～9 省略		
		10 搾汁機	1時間	730円
		11～22 省略		
		23 高速液体クロマ トグラフ	1時間	420円

11	微少平面曲面光 度計	1時間	520円	
12	省略			
13	省略			
14	省略			
15	省略			
16	省略			
17	省略			
18	省略			
19	省略			
20	射出成形機	1時間	1,780円	
21	ホットプレス	1時間	1,360円	
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	混練性試験機	1時間	1,050円	
28	ゼータ電位測定 装置	1時間	840円	
29	I C P 発光分光 分析装置	1時間	1,890円	
30	H P L C / 質量 分析計	1時間	1,890円	
31	高分解能観察装 置	1時間	840円	省略
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	M A L D I 飛行 時間質量分析計	1時間	630円	
42	省略			
食品 産業 関係	食品加 工用機 器	1～9 省略		
		10 搾汁機	1時間	420円
		11～22 省略		
		23 高速液体クロマ トグラフ	1時間	520円

24～30 省略			
31 恒温恒湿器	1時間	420円	
32～41 省略			
42 竹輪焼機	1時間	520円	
43・44 省略			
45 微量機能性成分測定機	1時間	520円	
46 純水製造機	1時間	520円	
47 ヘッドスペースGCMS	1時間	730円	
48～51 省略			
52 マイクロプレート吸光度測定装置	1時間	420円	
53 細胞培養装置	1時間	420円	
54 省略			
55 誘電フリーザー	1時間	630円	
56 省略			
57 乾燥機	1時間	520円	
58・59 省略			
60 スチームコンベクションオープン	1時間	730円	
61 インキュベーター	1時間	420円	
62・63 省略			
64 真空式ドラムドライヤ	1時間	1,150円	
65 冷風乾燥機	1時間	420円	
66 バルバー搾汁機	1時間	730円	
67 マイクロ波減圧蒸留装置	1時間	420円	
68 バイオクリーンベンチ	1時間	420円	

窯業関係

焼成がま及び炉

1 省略			
2 電気炉	1回	5,140円	13キロワット
3 省略			
4 焼結試験装置	1回	1,050円	
5 ガス炉	1回	6,510円	0.4立方メートル
6 ガス炉	1回	3,670円	0.1立方メートル
窯業用機器	1～23 省略		
24 高速混合混練機	1時間	420円	

24～30 省略			
31 恒温恒湿器	1時間	520円	
32～41 省略			
42 竹輪焼機	1時間	630円	
43・44 省略			
45 微量機能性成分測定機	1時間	630円	
46 純水製造機	1時間	630円	
47 ヘッドスペースGCMS	1時間	840円	
48～51 省略			
52 マイクロプレート吸光度測定装置	1時間	520円	
53 細胞培養装置	1時間	520円	
54 省略			
55 誘電フリーザー	1時間	730円	
56 省略			
57 乾燥機	1時間	630円	
58・59 省略			
60 スチームコンベクションオープン	1時間	840円	
61 インキュベーター	1時間	520円	
62・63 省略			
64 真空式ドラムドライヤ	1時間	1,050円	

窯業関係

焼成がま及び炉

1 省略			
2 電気炉	1回	4,090円	12キロワット
3 省略			
窯業用機器	1～23 省略		
24 高速混合混練機	1時間	520円	



		25～27 省略					
		28 表面積・細孔分 布測定器	1時間	420円			
		29 省略					
		30 省略					
		31 陶磁器分光光度 計システム	1時間	420円			
		32 省略					
		33 省略					
		34 省略					
		35 プロッター	1時間	3,460円			
		36 フレットミル	1時間	420円			
		37 遊星ミル	1時間	630円			
		38 振動ふるい	1時間	420円			
		39 大型乾燥機	1時間	520円			
繊維 産業 関係	染織用 機器	1～6 省略					
		7 多色染型高温高 圧チーズ染色機	1時間	1,150円			
		8 高温高圧製品染 色処理機	1時間	940円			
		9・10 省略					
		11 染色乾燥仕上加 工機	1時間	840円			
		12～17 省略					
		18 オーバーマイヤ ー染色機	1時間	630円			
		19～25 省略					
		26 洗濯試験機	1時間	940円			
紙産 業関 係	省略						
		研修室	1時間	1,960円			
		控室	1時間	230円			
		会議室	1時間	230円			
	製紙用 機器	1～3 省略					
		4 抄紙機	1時間	12,390円			
		5～22 省略					
		23 試験用バルパー	1時間	940円			
	24・25 省略						
	紙加工 用機器	1 省略					
2 多目的不織布製 造装置		1時間	7,660円				
3～7 省略							
8 省略							
		25～27 省略					
		28 表面積・細孔分 布測定器	1時間	520円			
		29 焼結試験装置	1時間	420円			
		30 省略					
		31 省略					
		32 陶磁器分光光度 計システム	1時間	520円			
		33 省略					
		34 省略					
		35 省略					
繊維 産業 関係	染織用 機器	1～6 省略					
		7 多色染型高温高 圧チーズ染色機	1時間	1,050円			
		8 高温高圧製品染 色処理機	1時間	840円			
		9・10 省略					
		11 染色乾燥仕上加 工機	1時間	730円			
		12～17 省略					
		18 オーバーマイヤ ー染色機	1時間	520円			
		19～25 省略					
紙産 業関 係	省略						
		研修室	1時間	1,720円			
		控室	1時間	160円			
		会議室	1時間	160円			
	製紙用 機器	1～3 省略					
		4 抄紙機	1時間	12,180円			
		5～22 省略					
		23 試験用バルパー	1時間	1,050円			
	24・25 省略						
	紙加工 用機器	1 省略					
2 多目的不織布製 造装置		1時間	7,770円				
3～7 省略							
8 カラー印刷機		1時間	840円				
9 写真撮影システ ム		1時間	520円				
10 省略							

		9 省略			
		10 省略			
		11 マルチコーター	1時間	5,460円	
		12 省略			
		13 省略			
		14 省略			
物理試験用機器	1 伸縮度試験機	1時間	1,780円		
	2~5 省略				
	6 剛度試験機	1時間	520円		
	7~25 省略				
	26 自動細孔測定装置	1時間	520円		
	27 粒度分布測定装置	1時間	420円		
	28~34 省略				
化学試験用機器	1~9 省略				
	10 蛍光X線分析装置	1時間	840円		
	11 低真空走査型電子顕微鏡	1時間	1,680円		
	12~36 省略				
省略					

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単位	金 額				
				A	B	C		
技術開発関係	試験	1 金属類に関する試験 (1)・(2) 省略 (3) 組織	1件	4,620	4,410	3,670		
		2 機械類に関する試験 (1) 長さ (2)・(3) 省略 (4) 形状 (5)・(6) 省略	1件		省略			
			1件			省略		
			3~8 省略					
		省略						
		食品産業関係	試験	1 食品類に関する試験 (1) 微生物 (2) 省略 (3) 食品添加物 (4)・(5) 省略	1件	10,080	7,030	省略
				1件	9,550	4,720	2,620	
2 省略								

		11 省略			
		12 省略			
		13 マルチコーター	1時間	4,930円	
		14 省略			
		15 省略			
		16 省略			
物理試験用機器	1 伸縮度試験機	1時間	1,680円		
	2~5 省略				
	6 剛度試験機	1時間	420円		
	7~25 省略				
	26 自動細孔測定装置	1時間	630円		
	27 粒度分布測定装置	1時間	520円		
	28~34 省略				
化学試験用機器	1~9 省略				
	10 蛍光X線分析装置	1時間	730円		
	11 低真空走査型電子顕微鏡	1時間	1,570円		
	12~36 省略				
省略					

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単位	金 額				
				A	B	C		
技術開発関係	試験	1 金属類に関する試験 (1)・(2) 省略 (3) 組織	1件	5,040	4,410	4,090		
		2 機械類に関する試験 (1) 長さ (2)・(3) 省略 (4) 形状 (5)・(6) 省略	1件	5,670	省略			
			1件		5,460	省略		
			3~8 省略					
		省略						
		食品産業関係	試験	1 食品類に関する試験 (1) 微生物 (2) 省略 (3) 食品添加物 (4)・(5) 省略	1件	10,080	7,140	省略
				1件	9,550	4,720	2,730	
2 省略								

窯業 関係	試験	1 省略						
		2 一般物理的 性能試験 (1) 粉末細度 1件 (2)~(5) 省略			4,930	省略		
		3 耐火度試験	1件	10,180				
		4 省略						
		5 耐寒度試験	1件	9,760				
		6 省略						
		7 焼成試験 (1) ガス炉 1件 (2) 電気炉 1件	27,820 22,360	13,960				
はい 土、 ゆう 薬、 顔料 等調 製及 び加 工	はい土、ゆう 薬、顔料等調製 及び加工	1件	25,930					
省略								
繊維 産業 関係	試験	省略						
		1 精練漂白 (1) 綿、化学 合成繊維 (2) 省略	1キロ グラム	630	省略			
		2 染色 (1) 省略 (2) 絹糸 (3) 化学合成 繊維系 (4) チーズ染 色乾燥 (5) 後染加工 (6) なつ染 (7) 省略	1キロ グラム 1キロ グラム 1キロ グラム 1キロ グラム 1メー トル	1,890 1,150 1,050 1,260 3,150	1,360 730 730 1,050 2,310	1,050		
		3 より系 (1) 省略 (2) もろより (3)・(4) 省略	1キロ グラム	1,260	1,050	940		
		4・5 省略						
		省略						
		省略						
		1 精練漂白 (1) 綿、化学 合成繊維 (2) 省略	1キロ グラム	520	省略			
		2 染色 (1) 省略 (2) 絹糸 (3) 化学合成 繊維系 (4) チーズ染 色乾燥 (5) 後染加工 (6) なつ染 (7) 省略	1キロ グラム 1キロ グラム 1キロ グラム 1メー トル	1,780 1,050 940 1,260 3,040	1,360 730 630 940 2,200	520		
		3 より系 (1) 省略 (2) もろより (3)・(4) 省略	1キロ グラム	1,260	1,050	840		
4・5 省略								
省略								
共通	分析	1 定性分析	1成分	5,040	省略			
		2 省略						
共通	分析	1 定性分析	1成分	5,140	省略			
		2 省略						

	3 特殊分析	1 成分	18,690	4,620	
膳本	膳本	1部又は1枚			600

注 省略

	3 特殊分析	1 成分	18,690	5,040	
膳本	膳本	1部又は1枚			500

注 省略

(愛媛県家畜種付手数料規則の一部改正)

第4条 愛媛県家畜種付手数料規則(昭和31年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
畜種	精液料	注入料	自然種付料	畜種	精液料	注入料	自然種付料
乳牛	—	省略		乳牛	1ccにつき 400円	省略	
和牛	—	省略		和牛	1ccにつき 300円	省略	
馬	—	1回につき 1,480円	—	馬	1回につき 500円	1回につき 300円	1,320円
豚	1回につき 1,010円	1回につき 1,480円	省略	豚	1回につき 1,010円	1回につき 1,420円	省略
めん羊	—	1回につき 1,480円	—	めん羊	1回につき 200円	1回につき 220円	400円
山羊	—	1回につき 1,480円	—	山羊	1回につき 200円	1回につき 220円	400円

(愛媛県保健所使用料規則の一部改正)

第5条 愛媛県保健所使用料規則(昭和33年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基づき使用料の額は、次のとおりとする。 1・2 省略 3 診断書料及び文書料 1部につき 600円	保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基づく使用料の額は、次のとおりとする。 1・2 省略 3 診断書料及び文書料 1部につき 500円

(愛媛県農林水産研究所使用規則の一部改正)

第6条 愛媛県農林水産研究所使用規則(昭和38年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表(第17条関係)</b> 1 分析等に係る使用料				<b>別表(第17条関係)</b> 1 分析等に係る使用料			
種別	細別	単位	金額	種別	細別	単位	金額
肥料の定量分析	水分分析	1件につき	1,190円	肥料の定量分析	水分分析	1件につき	300円
	窒素分析	1件につき	4,390円		窒素分析	1件につき	300円
	りん酸分析	1件につき	4,260円		りん酸分析	1件につき	610円
	加里分析	1件につき	5,290円		加里分析	1件につき	710円
	苦土分析	1件につき	5,290円		苦土分析	1件につき	710円
	マンガン分析	1件につき	5,290円		マンガン分析	1件につき	710円
					ほう素分析	1件につき	400円
					けい酸分析	1件につき	400円
	アルカリ分析	1件につき	4,380円		アルカリ分析	1件につき	400円

	省略		
土壌の定量分析			
	窒素分析	1 件につき	4,210円
	有効態りん酸分析	1 件につき	3,200円
	置換性加里分析	1 件につき	4,180円
	置換性石灰分析	1 件につき	4,180円
	置換性苦土分析	1 件につき	4,180円
	置換性マンガン分析	1 件につき	4,180円
	腐植分析	1 件につき	4,210円
	水素イオン濃度分析	1 件につき	1,340円
	りん酸吸収係数分析	1 件につき	4,110円
	省略		
木材の材質試験	含水率測定	1 件につき	4,940円
	収縮率測定	1 件につき	6,720円
	吸水量測定	1 件につき	6,720円
木材の強度試験	圧縮試験	1 件につき	7,350円
	引張り試験	1 件につき	7,350円
	曲げ試験	1 件につき	7,350円
	せん断試験	1 件につき	7,350円
	衝撃曲げ試験	1 件につき	6,620円
	硬さ試験	1 件につき	7,350円
	くぎ引抜き抵抗試験	1 件につき	7,460円
	はく離試験	1 件につき	8,300円
	面内せん断試験	1 件につき	18,690円
水の化学分析	P H 測定	1 件につき	1,680円
	無機イオン分析	1 件につき	18,270円
土壌物理性測定	粒径組成測定	1 件につき	18,060円
	透水試験	1 件につき	8,510円
土質試験	一面せん断試験	1 件につき	11,660円
土壌養分分析	P H 測定	1 件につき	9,240円
	全炭素、全窒素分析	1 件につき	12,080円
	置換性塩基分析	1 件につき	10,710円
造林用苗木の品種分析	D N A 分析	1 件につき	2,970円

	省略		
肥料の定性分析		1 件につき	300円
肥料の鑑定		1 件につき	610円
土壌の定量分析	水分分析	1 件につき	300円
	窒素分析	1 件につき	300円
	有効態りん酸分析	1 件につき	400円
	置換性加里分析	1 件につき	500円
	置換性石灰分析	1 件につき	400円
	置換性苦土分析	1 件につき	400円
	置換性マンガン分析	1 件につき	400円
	易還元態マンガン分析	1 件につき	300円
	遊離酸化鉄分析	1 件につき	400円
	腐植分析	1 件につき	200円
	水素イオン濃度分析	1 件につき	300円
	置換酸度分析	1 件につき	100円
	りん酸吸収係数分析	1 件につき	300円
	塩基置換容量分析	1 件につき	610円
	置換性全塩基分析	1 件につき	400円
	淘汰分析	1 件につき	500円
	省略		
土壌の定性分析		1 件につき	200円
木材の材質試験	含水率測定	1 件につき	4,900円
	収縮率測定	1 件につき	6,600円
	吸水量測定	1 件につき	6,600円
木材の強度試験	圧縮試験	1 件につき	7,300円
	引張り試験	1 件につき	7,300円
	曲げ試験	1 件につき	7,300円
	せん断試験	1 件につき	7,300円
	衝撃曲げ試験	1 件につき	6,600円
	硬さ試験	1 件につき	7,300円
	くぎ引抜き抵抗試験	1 件につき	7,400円
	はく離試験	1 件につき	9,100円
	面内せん断試験	1 件につき	19,200円
水の化学分析	P H 測定	1 件につき	1,700円
	無機イオン分析	1 件につき	18,100円
土壌物理性測定	粒径組成測定	1 件につき	17,800円
	透水試験	1 件につき	8,300円
土質試験	一面せん断試験	1 件につき	11,600円
土壌養分分析	P H 測定	1 件につき	9,200円
	全炭素、全窒素分析	1 件につき	12,000円
	置換性塩基分析	1 件につき	10,500円
造林用苗木の品種分析	D N A 分析	1 件につき	3,100円

省略				省略			
2 省略				2 省略			

(愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則の一部改正)

**第7条** 愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則(昭和47年愛媛県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の額) <b>第3条</b> 手数料の額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 省略 (2) 診断書(記載内容が簡単なもの)1件につき <u>600円</u>	(手数料の額) <b>第3条</b> 手数料の額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 省略 (2) 診断書(記載内容が簡単なもの)1件につき <u>500円</u>

**附 則**

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1及び別表第2の規定並びに第6条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用規則別表1の表の規定は、この規則の施行の日以後の試験等又は分析等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等又は分析等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第22号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則(平成19年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人) <b>第4条</b> 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において50人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。 2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日(年の中途において個人の行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。)現在において50人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。 <b>様式第1号</b> (第5条関係) 障害者雇用事業税不均一課税申告書 <b>様式第1号</b> (その1)(法人用) 省略 注 省略 様式第1号(その1)の記載要領 1 「基準事業年度」の欄は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。 2 省略 3 常時雇用する労働者の数(当該数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって0.5人の労働	(事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人) <b>第4条</b> 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において55人以下であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。 2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日(年の中途において個人の行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。)現在において55人以下であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。 <b>様式第1号</b> (第5条関係) 障害者雇用事業税不均一課税申告書 <b>様式第1号</b> (その1)(法人用) 省略 注 省略 様式第1号(その1)の記載要領 1 「基準事業年度」の欄は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。 2 省略 3 常時雇用する労働者の数 _____ _____ _____

者に相当するものとみなす。)は、適用対象事業年度終了の日現在における雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

4 雇用障害者数は、各事業年度に属する各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数(その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を記載すること。

なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限る。

(1)~(3) 省略

(4) 身体障害者にあつては、障害者雇用促進法

第2条第2号に規定する身体障害者(身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する者又は7級の障害を2つ以上重複して有する者)であること。

(5)・(6) 省略

5 雇用保険適用事業所番号は、支店又は営業所ごとに複数の雇用保険の保険関係が成立している場合には、それら全ての事業所番号を記載すること。

6 省略

様式第1号(その2)(個人用)

省略

注 省略

様式第1号(その2)の記載要領

1 「基準年」の欄は、「平成25年1月1日から平成25年12月31日まで」と記載すること。

2 省略

3 常時雇用する労働者の数(当該数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって0.5人の労働者に相当するものとみなす。)は、適用対象年の末日現在における雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

4 雇用障害者数は、各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数(その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を記載すること。

なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限る。

(1)~(3) 省略

(4) 身体障害者にあつては、障害者雇用促進法

第2条第2号に規定する身体障害者(身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する者又は7級の障害を2つ以上重複して有する者)であること。

は、適用対象事業年度終了の日現在における雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

4 雇用障害者数は、各事業年度に属する各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数(その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を記載すること。

なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。

(1)~(3) 省略

(4) 身体障害者にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第2号に規定する身体障害者(身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する者又は7級の障害を2つ以上重複して有する者)であること。

(5)・(6) 省略

5 雇用保険適用事業所番号は、支店又は営業所ごとに複数の雇用保険の保険関係が成立している場合には、それらすべての事業所番号を記載すること。

6 省略

様式第1号(その2)(個人用)

省略

注 省略

様式第1号(その2)の記載要領

1 「基準年」の欄は、「平成22年1月1日から平成22年12月31日まで」と記載すること。

2 省略

3 常時雇用する労働者の数 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_は、適用対象年の末日現在における雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

4 雇用障害者数は、各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数(その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を記載すること。

なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。

(1)~(3) 省略

(4) 身体障害者にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第2号に規定する身体障害者(身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する者又は7級の障害を2つ以上重複して有する者)であること。

(5)・(6) 省略

5 雇用保険適用事業所番号は、支店又は営業所ごとに複数の雇用保険の保険関係が成立している場合には、それら全ての事業所番号を記載すること。

6 省略

(5)・(6) 省略

5 雇用保険適用事業所番号は、支店又は営業所ごとに複数の雇用保険の保険関係が成立している場合には、それらすべての事業所番号を記載すること。

6 省略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び様式第1号(その2)の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

○愛媛県規則第23号

愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県資源循環促進税条例施行規則(平成18年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(書類の様式等)</p> <p><b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書類の種類</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>9 条例第14条の2</u> の申請書</td> <td>資源循環促進税不均一課税適用申請書 (様式第9号)</td> </tr> <tr> <td><u>10 条例第15条第3</u> 項の修正申告書</td> <td>資源循環促進税修正申告書(様式第10号)</td> </tr> <tr> <td><u>11 条例第16条第2</u> 項の申請書</td> <td>資源循環促進税減免申請書(様式第11号)</td> </tr> <tr> <td><u>12 条例第17条の通</u> 知書</td> <td>資源循環促進税通知書兼納額告知書 (様式第12号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略 (特別徴収義務の消滅の届出)</p> <p><b>第3条</b> 条例第10条第7項の規定による届出は、資源循環促進税特別徴収義務消滅届出書(様式第13号)を提出してしなければならない。 (資源循環促進税特別徴収義務者証の再交付)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 前項の申請は、資源循環促進税特別徴収義務者証再交付申請書(様式第14号)を知事に提出してしなければならない。この場合において、破り、又は汚した資源循環促進税特別徴収義務者証を当該申請書に添えなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号</b>(第2条、様式第13号、様式第14号関係) 省略</p> <p><b>様式第7号</b>(第2条関係) 資源循環促進税産業廃棄物搬入開始届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>搬入を開始しようとする日 _____</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1～4 省略</p>	書類の種類	様 式	1～8 省略		<u>9 条例第14条の2</u> の申請書	資源循環促進税不均一課税適用申請書 (様式第9号)	<u>10 条例第15条第3</u> 項の修正申告書	資源循環促進税修正申告書(様式第10号)	<u>11 条例第16条第2</u> 項の申請書	資源循環促進税減免申請書(様式第11号)	<u>12 条例第17条の通</u> 知書	資源循環促進税通知書兼納額告知書 (様式第12号)	省略		搬入を開始しようとする日 _____	省略	_____		<p>(書類の様式等)</p> <p><b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書類の種類</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 条例第15条第3 項の修正申告書</td> <td>資源循環促進税修正申告書(様式第9号)</td> </tr> <tr> <td>10 条例第16条第2 項の申請書</td> <td>資源循環促進税減免申請書(様式第10号)</td> </tr> <tr> <td>11 条例第17条の通 知書</td> <td>資源循環促進税通知書兼納額告知書 (様式第11号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略 (特別徴収義務の消滅の届出)</p> <p><b>第3条</b> 条例第10条第7項の規定による届出は、資源循環促進税特別徴収義務消滅届出書(様式第12号)を提出してしなければならない。 (資源循環促進税特別徴収義務者証の再交付)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 前項の申請は、資源循環促進税特別徴収義務者証再交付申請書(様式第13号)を知事に提出してしなければならない。この場合において、破り、又は汚した資源循環促進税特別徴収義務者証を当該申請書に添えなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号</b>(第2条、様式第12号、様式第13号関係) 省略</p> <p><b>様式第7号</b>(第2条関係) 資源循環促進税産業廃棄物搬入開始届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>搬入を開始しようとする日又は特別 徴収義務者としての指定を受けた日 _____</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1～4 省略</p>	書類の種類	様 式	1～8 省略				9 条例第15条第3 項の修正申告書	資源循環促進税修正申告書(様式第9号)	10 条例第16条第2 項の申請書	資源循環促進税減免申請書(様式第10号)	11 条例第17条の通 知書	資源循環促進税通知書兼納額告知書 (様式第11号)	省略		搬入を開始しようとする日又は特別 徴収義務者としての指定を受けた日 _____	省略		
書類の種類	様 式																																				
1～8 省略																																					
<u>9 条例第14条の2</u> の申請書	資源循環促進税不均一課税適用申請書 (様式第9号)																																				
<u>10 条例第15条第3</u> 項の修正申告書	資源循環促進税修正申告書(様式第10号)																																				
<u>11 条例第16条第2</u> 項の申請書	資源循環促進税減免申請書(様式第11号)																																				
<u>12 条例第17条の通</u> 知書	資源循環促進税通知書兼納額告知書 (様式第12号)																																				
省略																																					
搬入を開始しようとする日 _____	省略																																				
_____																																					
書類の種類	様 式																																				
1～8 省略																																					
9 条例第15条第3 項の修正申告書	資源循環促進税修正申告書(様式第9号)																																				
10 条例第16条第2 項の申請書	資源循環促進税減免申請書(様式第10号)																																				
11 条例第17条の通 知書	資源循環促進税通知書兼納額告知書 (様式第11号)																																				
省略																																					
搬入を開始しようとする日又は特別 徴収義務者としての指定を受けた日 _____	省略																																				



5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の5 \_\_\_\_\_ に規定する許可証の写しを添付すること。

様式第8号（第2条関係） 資源循環促進税産業廃棄物搬入変更届出書

省略

注1～4 省略

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の変更の許可を受けた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付すること。

様式第10号 省略

様式第11号 省略

様式第12号 省略

様式第13号 省略

様式第14号 省略

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の6又は第10条の18に規定する許可証の写しを添付すること。

様式第8号（第2条関係） 資源循環促進税産業廃棄物搬入変更届出書

省略

注1～4 省略

5 産業廃棄物処分業の許可に関する事項に変更があった \_\_\_\_\_ 場合は、変更後の当該許可証の写しを添付すること。

様式第9号 省略

様式第10号 省略

様式第11号 省略

様式第12号 省略

様式第13号 省略

第2条 愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第2条関係) 資源循環促進税不均一課税適用申請書

資源循環促進税不均一課税適用申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟

申 請 者	フリガナ				
	氏名又は名称				
	住所又は主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職名及び氏名	職名		フリガナ	
				氏名	
	代表者の住所	(郵便番号 - )			
最終処分場	名称				
	所在地				
愛媛県資源循環促進税条例(平成18年愛媛県条例第52号。以下「条例」という。)第6条第3項の搬入を開始しようとする日		年 月 日			
条例第6条第4項の費用の額の合計額		円			
条例第6条第4項の資源循環促進税の額の合計額		円			

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「条例第6条第4項の費用の額の合計額」欄及び「条例第6条第4項の資源循環促進税の額の合計額」欄は、それぞれ搬入を開始しようとする日の属する年度の前年度の2月末日までの合計額を記載すること。
- 4 条例第6条第4項の場合に該当する事実を証する書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第24号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～10 省略		1～10 省略	
11 特例条例別表40の項第25号に規定する 業事法（昭和35年法律第145号）の施行 のための規則に基づく事務であって規則 で定めるもの	省略	11 特例条例別表40の項第64号に規定する 業事法（昭和35年法律第145号）の施行 のための規則に基づく事務であって規則 で定めるもの	省略
12～20 省略		12～20 省略	

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第25号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用）

第3条 条例第24条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号の費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第23条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（健康診断）

第4条 条例第34条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

2 指定児童発達支援事業者は、条例第34条第1項ただし書の規定により前項の表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わない場合は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(指定児童発達支援の提供に関する記録)

**第5条** 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第22条第1項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 条例第36条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第46条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 条例第52条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第54条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当児童発達支援の事業についての準用)

**第6条** 条例第56条の5において準用する条例第24条第3項の規則で定める費用については第3条第1項(第1号を除く。)の規定を、条例第56条の5において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第3条第1項第3号中「前2号」とあるのは「前号」と、「指定児童発達支援」とあるのは「基準該当児童発達支援」と、前条第1号中「条例第22条第1項」とあるのは「条例第56条の5において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「基準該当児童発達支援」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援に係る通所支援計画」と、同条第3号中「条例第36条」とあるのは「条例第56条の5において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項」とあるのは「条例第56条の5において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項」とあるのは「条例第56条の5において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第56条の5において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

(指定医療型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

**第7条** 条例第62条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 日用品費
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号の費用については、基準省令第60条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定医療型児童発達支援の事業についての準用)

**第8条** 条例第66条において準用する条例第34条第1項ただし書の規則で定める場合については第4条第1項の規定を、指定医療型児童発達支援事業者については同条第2項の規定を、条例第66条において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項中「条例第34条第1項ただし書」とあるのは「条例第66条において準用する条例第34条第1項ただし書」と、第5条第1号中「条例第22条第1項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定医療型児童発達支援」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「条例第66条において読み替えて準用する条例第28条第1項に規定する医療型児童発達支援計画」と、同条第3号中「条例第36条」とあるのは「条例第64条」と、同条第4号中「条例第46条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

(指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

**第9条** 条例第72条第3項の規則で定める費用は、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものとする。

(指定放課後等デイサービスの提供に関する記録)

**第10条** 条例第73条において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「条例第22条第1項」とあるのは「条例第73条において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定放課後等デイサービス」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「条例第73条において読み替えて準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と、同条第3号中「条例第36条」とあるのは「条例第73条において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項」とあるのは「条例第73条において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項」とあるのは「条例第73条において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第73条において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当放課後等デイサービスの事業についての準用)

**第11条** 条例第73条の4において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、条例第73条の4において準用する条例第72条第3項の規則で定める費用については第9条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第5条第1号中「条例第22条第1項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスに係る通所支援計画」と、同条第3号中「条例第36条」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項」とあるのは「条例第73条の4において準

用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

(指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

**第12条** 条例第79条第3項の規則で定める費用は、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合に要する交通費とする。

(指定保育所等訪問支援の提供に関する記録)

**第13条** 条例第81条において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「条例第22条第1項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定保育所等訪問支援」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「条例第81条において読み替えて準用する条例第28条第1項に規定する保育所等訪問支援計画」と、同条第3号中「条例第36条」とあるのは「条例第81条において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第26号

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第52号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

**第3条** 条例第18条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額(法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該指定福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第1号の費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)第17条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(健康診断)

**第4条** 条例第29条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時的健康診断

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、条例第29条第1項ただし書の規定により前項の表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わない場合は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第5条** 条例第32条の規定による金銭の管理は、次に定めるところによりするものとする。

- (1) 障害児に係る給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 障害児が退所した場合は、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

( 指定入所支援の提供に関する記録 )

第 6 条 条例第52条第 2 項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所支援計画
- (2) 条例第16条第 1 項の規定による提供した指定入所支援に係る必要な事項の記録
- (3) 条例第33条の規定による都道府県への通知に係る記録
- (4) 条例第42条第 2 項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 条例第48条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第50条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

( 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者から支払を受けることができる費用 )

第 7 条 条例第55条第 3 項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

( 指定医療型障害児入所施設についての準用 )

第 8 条 条例第58条において準用する条例第29条第 1 項ただし書の規則で定める場合については第 4 条第 1 項の規定を、指定医療型障害児入所施設については同条第 2 項の規定を、条例第58条において準用する条例第32条の規定による金銭の管理については第 5 条の規定を、条例第58条において準用する条例第52条第 2 項の規則で定める記録については第 6 条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第 4 条第 2 項中「条例第29条第 1 項ただし書」とあるのは「条例第58条において準用する条例第29条第 1 項ただし書」と、第 6 条第 2 号中「条例第16条第 1 項」とあるのは「条例第58条において準用する条例第16条第 1 項」と、同条第 3 号中「条例第33条」とあるのは「条例第58条において準用する条例第33条」と、同条第 4 号中「条例第42条第 2 項」とあるのは「条例第58条において準用する条例第42条第 2 項」と、同条第 5 号中「条例第48条第 2 項」とあるのは「条例第58条において準用する条例第48条第 2 項」と、同条第 6 号中「条例第50条第 2 項」とあるのは「条例第58条において準用する条例第50条第 2 項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1 日から施行する。

○愛媛県規則第27号

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>第30条 省略</p> <p>様式第 2 号（第 6 条関係） 屋外広告物許可申請書 （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">規制地域の区分</td> <td>省略 条例第 6 条第 1 項 _____ に規定する地域</td> </tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">許可通知欄</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>許可手数料</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr><td colspan="2">注 省略</td></tr> </table>	省略		規制地域の区分	省略 条例第 6 条第 1 項 _____ に規定する地域	省略		許可通知欄	省略	許可手数料	省略	注 省略		<p style="text-align: center;">（許可手数料）</p> <p>第30条 条例第47条第 1 項第 1 号の規定による手数料の額は、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>第31条 省略</p> <p>様式第 2 号（第 6 条関係） 屋外広告物許可申請書 （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">規制地域の区分</td> <td>省略 条例第 6 条第 1 項第 ____ 号に規定する地域</td> </tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">許可通知欄</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>許可手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（規則別表第 4 に該当）</td> </tr> <tr><td colspan="2">注 省略</td></tr> </table>	省略		規制地域の区分	省略 条例第 6 条第 1 項第 ____ 号に規定する地域	省略		許可通知欄	省略	許可手数料	（規則別表第 4 に該当）	注 省略	
省略																									
規制地域の区分	省略 条例第 6 条第 1 項 _____ に規定する地域																								
省略																									
許可通知欄	省略																								
	許可手数料																								
	省略																								
注 省略																									
省略																									
規制地域の区分	省略 条例第 6 条第 1 項第 ____ 号に規定する地域																								
省略																									
許可通知欄	省略																								
	許可手数料																								
	（規則別表第 4 に該当）																								
注 省略																									

(裏) 省略

(裏) 省略

**第2条** 愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。